

官民連携事業の推進のための地方ブロックプラットフォーム
「サウンディング」
案件登録様式

■ 記入票

項目	記入欄
1. サウンディング情報	
①団体名	埼玉県総務部管財課
②事業名	独立行政法人国立女性教育会館跡地等の利活用検討
③本事業の現在の検討の状況 ※該当する番号に○（いずれか一つ）	1.事業発案の検討 2.事業化の検討 3.事業者選定の検討
④サウンディングの目的	東武東上線武蔵嵐山駅徒歩約15分の位置にある約14万㎡の県有地については、現在、独立行政法人国立女性教育会館（以下「NVEC」（ヌエック）という。）等が使用しているところであるが、国はNVECを機能強化して男女共同参画機構（以下「機構」という。）の設立を目指している。機構は現在地の本館に必要な機能を集約し、その他の施設（以下「非承継施設」という。）については令和12年度までを目途に撤去し、原状に復した後、跡地が所有者である埼玉県に返還される予定である。 機構が活用を予定している本館及び必要な土地を除いた約11.5万平方メートルの土地（以下「返還地」という。）の民間等による利活用の可能性について、幅広く意見を伺いたいと考えている。
⑤民間事業者に対する質問事項	（1）返還地の活用について ・活用のアイデアやコンセプト ・活用範囲（全部使用又は一部使用など） ・活用における行政支援の要否及び内容について ・（賃貸借の場合）借受け可能な借地料水準 （2）非承継施設の活用について ・非承継施設活用の有無 ・活用のアイデアやコンセプト ・活用範囲（全部使用又は一部使用など） （3）地域との関わり、周辺住環境への配慮について ・地域との共助関係構築等、対応可能な社会貢献活動があるか（災害時の避難場所提供、自治活動への協力 など） ・周辺住環境への配慮 （4）跡地活用の課題
⑥対話を希望する業種 ※該当する番号に○（複数可） 注）希望する業種の事業者の参加を確約するものではありません	1.設計 2.建設 3.不動産 4.金融機関 5.維持管理 6.コンサルタント 7.運営（ 8.その他（

⑦対話を希望する事業者 の事業展開エリア ※該当する番号に○（複数可） 注）希望する規模の事業者を確 約するものではありません	1.全国展開している事業者 2.当該エリア外の事業者 3.地元事業者 4.その他（ ）
2. 事業概要 （１）基本情報	
①事業の分野 ※該当する番号に○（複数可）	1.公有財産利活用 2.都市公園 3.観光施設 4.教育・文化関連施設 5.賃貸住宅・宿舍等 6.廃棄物処理施設・斎場 7.インフラ施設（ ） 8.その他（ ）
②事業の種類 ※該当する番号に○（複数可）	1.新設 2.建替え 3.改修 4.維持管理・運営 5.その他（ ）
③想定する事業類型 ※該当する番号に○（複数可）	1.サービス購入型 2.収益型 3.混合型 4.その他（県事業としてではなく、民間運営を想定）
④想定する事業の手法 ※該当する番号に○（複数可） ※PFI 事業方式（BTO、RO 等） が具体的に決まっている場合、 「1.PFI 事業」の（ ）内に記載 ください。	1.PFI 事業（ ）方式 2.DBO 方式 3.包括的民間委託 4.指定管理者制度 5.コンセッション 6.Park-PFI 7.土地の賃貸借 8.建物の賃貸借 9.その他（土地及び建物の売却）
⑤事業内容 ※事業の内容を簡潔にご記入 下さい	県有地等を活用した民間事業の実施
⑥現状及び課題	譲渡又は賃借可能な非承継施設はいずれも建設から５０年弱が経過 しており、老朽化が進んでいるものの、これまで毎年計画的に修繕を行 っており、比較的美観が維持されている。また、耐震基準も満たしてい る。
⑦前提条件 ※事業化にあたって事業者 に考慮してほしい事項等を簡 潔にご記入ください	○ 非承継施設を居抜きで使用する提案も可能とする（取得条件は国と 協議） ○ 非承継施設を使用する場合の改修工事等は、事業者が国から取得後 に行うものとする ○ 非承継施設を使用する提案がない場合は、国が解体して更地にする ○ 事業者による使用収益の開始可能時期（下記は最速であり、国との 協議を要する） ・非承継施設を活用する場合 令和８年度以降順次 （活用する施設や活用形態などにより異なる） ・非承継施設を活用しない場合 令和１２年度以降順次 ※機構設立スケジュールや工期等に変更が生じた場合は開始時期も 変更となる ○ 市街化調整区域であるため、町との協議や調整が必要となる。 ○ 当該地が歴史的に嵐山町の文化・教育の中心地であり、また、自然

	環境の豊かな土地であるため、それにふさわしい活用方法が望ましい。 ○ 周辺住民の関心が高い土地であるため、複数回の地元説明会の開催など、地域に対する丁寧な対応を求めたい。 ○ 非承継施設について、県が譲渡を受け事業者に賃借する提案も可能とする。
⑧事業スケジュール（予定）	【既存建物等の解体が不要な場合（非承継施設を活用する場合）】 令和 7 年度 プロポーザル方式等による公募 令和 8 年度～ 譲渡又は貸付開始 【既存建物の解体が必要な場合】 令和 8 年度～12 年度 建物等の解体（国） 令和12 年度 プロポーザル方式等による公募 令和13 年度～ 譲渡又は貸付開始
（２）対象地	
①所在地（交通情報含む）	埼玉県比企郡嵐山町菅谷 728 番地（東武東上線武蔵嵐山駅から徒歩 15 分）
②敷地面積	約 11.5 万㎡
③土地利用上の制約	市街化調整区域
④所有者	県（一部 NVEC）
⑤周辺施設等	埼玉県立嵐山史跡の博物館 国指定史跡比企城館跡群菅谷館跡 嵐山町オオムラサキの森活動センター 嵐山溪谷 1km 圏内に小学校、中学校、高校、公園、公共施設、商業施設等が立地
⑥対象地周辺の環境	対象地北側に国道 254 号線が通っており、西側に埼玉県立嵐山史跡の博物館及び菅谷館跡が立地している。また、南側を東西に都幾川が流れている。
⑦その他 （上記項目以外の情報、特徴、留意すべきこと等）	対象地南側の都幾川にかけて下り勾配がある土地。対象地内も起伏がある。

■ 添付資料

- ①敷地図
- ②建物概要
- ③図面等